

社会福祉法人希求会

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人希求会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員等には、勤務実態に合わせ、この規程により報酬を支給する。

（報酬額）

第3条 理事長及び法人業務に常時従事する役員等に対する報酬は月額とし、報酬額は別表1に定める。定期昇給については職員給与規程第19条の例による。昇給額は別表2に定める。賞与の支給額については職員給与規程20条の例による。

2 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は日額 5,340 円の報酬をその都度支払う

（通勤費用）

第4条 役員には通勤費用を支給する。

（支払方法）

第5条 第3条1項に定める役員等の報酬及び前項に定める通勤費用の支払方法は、職員給与規程の例による。

（費用弁償）

第6条 役員等が業務のため旅行したときは、その旅行について別表に定める旅費を支給する。

2 旅費及び費用弁償の支給方法は、法人職員旅費規程の職員に対する旅費支給の例による。

（適用除外）

第7条 第2条、第3条2項、第4条及び第6条の規定は、法人の職員の職にあるものには支給しない。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長の専決による。

別表 1

名称	報酬額	備考
理事長業務報酬（月額）	400,000 円	
業務執行理事業務報酬（月額）	職員給与表 5 級 28 号給	就任時 昇給、賞与あり
役員等が理事会及び評議員会に出席した際の報酬（日額）	5,340 円	業務執行理事及び法人の職にあるもの以外
監事監査指導報酬（日額）	5,340 円	

別表 2

社会福祉法人希求会 職員給料表

平成31年3月16日施行

号給	1級 円	2級 円	3級 円	4級 円	5級 円
1			196,600	226,600	243,300
2	158,100	188,500	203,800	234,700	252,300
3	162,500	195,400	211,200	243,200	261,500
4	167,000	202,600	218,500	252,200	270,200
5	172,200	208,600	226,400	261,300	278,800
6	178,000	214,000	234,300	269,800	287,500
7	184,000	219,400	242,200	278,300	296,200
8	190,300	224,600	249,700	286,700	304,700
9	194,900	229,600	256,200	294,900	313,200
10	198,600	234,000	262,600	302,900	321,600
11	201,800	238,400	268,900	310,700	329,700
12	204,600	242,700	274,500	318,000	337,200
13	207,300	247,000	280,000	325,100	344,700
14	209,400	250,200	285,100	332,000	351,900
15	211,500	253,200	290,200	338,100	357,500
16	213,100	256,300	294,700	343,700	362,300
17		259,200	298,800	347,400	366,300
18		262,100	302,500	350,700	369,600
19		264,000	305,700	353,900	372,500
20			308,100	356,200	375,400
21			310,000	358,400	377,900
22			312,000	360,700	380,500
23			313,900	363,000	383,000
24			315,900	365,200	385,600
25			317,900	367,600	388,200
26			319,700	369,800	390,900
27			321,600	372,100	395,900
28			323,600	374,400	400,900
29			325,500		405,900
30			327,500		410,900
31			329,400		415,900
32			331,300		420,900

附則

- 1 この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 24 年 2 月 22 日から施行する。
- 3 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規定は、平成 29 年 12 月 6 日から施行する。
- 5 この規定は、平成 30 年 8 月 28 日から施行する。